

# 令和5年度三田市徴収計画

## 1 計画の目的

- ・ 本計画は、三田市債権管理条例に基づき市の債権管理の一層の適正を図り、全庁一体となった取組みを進めるため、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として策定しています。
- ・ 本年度においても、債権の所管課長で構成される市公金収納対策委員会において、①全体の方針と計画、②債権回収の状況把握、③所管債権の進捗確認や課題解決の方策を協議し、市債権の適正な管理を徹底し収入未収額の縮減に取り組みます。
- ・ 以上の取組みを計画的に進めていくため、昨年度の評価を行ったうえで、債権管理条例第5条に基づき徴収計画を策定し、当該計画を着実に実行して本市全体の歳入確保の強化と適正化を推進します。

## 2 取組状況

地方自治体の基盤である財源の根幹をなす市税等の歳入確保は極めて重要であり、市民負担の公平性、財源基盤の観点からも滞納対策を厳正に実施していく必要があります。

そのためにはここ数年の傾向を分析し、確実な評価を行いながら、その年々の対策を市全体の方針と個別の方針を立てて、具体的に取り組んでいくことが大切です。

ここ3か年の現年度分及び滞納繰越分の収納状況は次のとおりです。

[対象となる債権区分と債権]	
A債権 (公債権/強制徴収債権)	市税(市民税、固定資産税等)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公共下水道事業受益者負担金 等
B債権 (公債権/非強制徴収債権)	し尿処理手数料、生活保護返還(徴収)金保護法63条分、生活排水処理施設使用料、児童手当返還金 等
C債権 (私債権/非強制徴収債権)	市営住宅使用料(駐車場使用料)、学校給食費実費徴収金、市民病院診療費一部負担金、水道料金 等

### (1) 収納率等の推移(3か年比較)

#### [現年度未収金]

令和2年度(349百万円)、令和3年度(179百万円)、令和4年度(191百万円)で推移しています。また、収納率は、令和2年度(98.7%)、令和3年度(99.4%)、令和4年度(99.3%)で推移しています。→下表のとおり

#### [滞納繰越額]

令和2年度(1,061百万円)、令和3年度(1,091百万円)、令和4年度(821百万円)で推移しています。また、収納率は、令和2年度(27.6%)、令和3年度(34.4%)、令和4年度(27.5%)で推移しています。→下表のとおり

		R2	R3	R4
現年度分	収納率	98.7%	99.4%	99.3%
	未収金	349百万円	179百万円	191百万円
滞納繰越分	収納率	27.6%	34.4%	27.5%
	滞納繰越額	1,061百万円	1,091百万円	821百万円

## <債権別の推移>

### A債権

		R2	R3	R4
現年度分	収納率	98.7%	99.4%	99.3%
	未収金	304百万円	141百万円	165百万円
滞納繰越分	収納率	26.0%	34.0%	26.1%
	滞納繰越額	951百万円	987百万円	729百万円

### B債権

		R2	R3	R4
現年度分	収納率	97.8%	98.7%	99.1%
	未収金	2,286千円	1,471千円	966千円
滞納繰越分	収納率	10.7%	11.9%	12.8%
	滞納繰越額	14,803千円	15,232千円	14,745千円

### C債権

		R2	R3	R4
現年度分	収納率	98.7%	99.1%	99.4%
	未収金	42,746千円	36,183千円	24,716千円
滞納繰越分	収納率	46.8%	43.6%	43.6%
	滞納繰越額	94,797千円	88,236千円	77,608千円

## (2) 令和4年度の取組み

コロナ禍から緩やかに経済の持ち直しが続く一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰による物価高が止まず厳しい経済状況ではありますが、昨年度より景況感に持ち直しが見られることから令和3年度の実績収納率に若干の数値をプラス設定し、目標達成に向けた取組みを行いました。

### <令和4年度目標値>

債権	現年	滞納繰越
A債権	99.5%	30.0%
B債権	98.8%	30.0%
C債権	99.5%	50.0%

## (3) 令和4年度取組みの評価

### 【現年度分】

収納率全体では、前年度比0.1%減少しました。各債権とも、これまでどおり早期納付勧奨に努めてきましたが、令和4年度の現年度分においては、若干、目標収納率には届かなかった債権もありますが高い収納率となりました。各債権の目標達成率は右表のとおりです。

### <令和4年度実績>

債権	目標収納率	実質収納率
A債権	99.5%	99.3%
B債権	98.8%	99.1%
C債権	99.5%	99.4%

**【滞納繰越分（翌年度に繰越された未収債権）】**

- ① A債権は26.1%と前年度比7.9%減少しましたが、令和3年度のコロナ特例の猶予分を除く実質収納率24.1%と比較すると、前年度比2.0%上昇しました。

**令和3年度のA債権の実質収納率**

令和2年度に実施した新型コロナウイルス関連の徴収猶予「特例制度」により、納期限が1年間猶予されていた滞納繰越分が令和3年度に納付されたため、収納率は42.8%でしたが、コロナ特例の猶予分を除く実質収納率は下記のとおりです。

[コロナ特例の猶予分を除くA債権の実質収納率の算出方法]

	調定額	収納額	収納率
①A債権全体	987,749千円	335,501千円	34.0%
②コロナ特例	132,361千円	129,516千円	97.8%
実質(①-②)	855,388千円	205,985千円	24.1%

- ② B債権は前年度比0.9%上昇しましたが、文書催告・電話催告・納付相談・臨戸訪問等の納付指導が十分に行えなかったこと、生活保護等の困難案件の処分が進んでおらず収納率の低いものとなっています。
- ③ C債権は前年度と同様43.6%です。収納率が低下している債権は、債務者とのコンタクトが取れないなど納付指導が十分に行えなかったこと、または、困難案件の固定化がみられます。
- ④ 収納率が低く留まっている債権は、分納不履行者に対して、文書・電話催告、臨戸訪問などの取組み不足、もしくは、何も対処していない事例が見られます。債務者とコンタクトを取らないと財産調査に進めないために滞納者の支払い能力の把握が十分できず、滞納処分・支払督促申立の強化や不良債権の整理という滞納者の実情に応じた適時・適切な滞納処分が十分行えなかったと考えています。
- ⑤ 税以外の徴収困難な債権について、生活保護返還金、児童扶養手当返還金等の重点債権を絞り込み「債権回収チーム」編成し取組みを強化しました。訴訟手続移行予告通知兼催告書の送付、財産調査を実施し、徴収停止、分納誓約、消滅時効による不納欠損処理を行いました。

**3 令和5年度の取組方針**

**(1) 基本的な考え方**

債権回収行動計画に納付指導(文書催告、電話催告、納付相談、現場訪問)などの債権回収の手順、手続きを明記し作業を定型化することで収納率が向上することから、下記事項に重点を置いた債権回収行動計画を策定し、公金収納対策委員会で進行管理を行います。

現年度	● 初期段階での納付指導の強化、納付相談機会の充実など早期完納に向けた取組みを強化します。
滞納繰越	● 滞納者の実情に応じた納付指導の強化、納付相談機会の充実を図るとともに個々の納税者の状況を見ながら徴収猶予制度の運用を行います。また、その状況から預貯金など財産の強制徴収など適時・適切な滞納処分を行います。

全 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困難者への対応については、現年、滞納繰越に関わらず法令に基づく減免・猶予等の実施、また負担軽減をはかるため分割納付等による徴収緩和措置を行います。生活困窮者については、福祉・債権所管部門と連携し、困難者の生活支援を実施します。</li> <li>● 債権毎の情報共有については、強制徴収債権は法令に基づき、また非強制徴収債権は本人同意を得ながら情報の共有化など適正かつ効率的に取り組みます。</li> <li>● 債権管理は、所管課で債権回収行動計画を策定し進行管理を行います。</li> </ul>
-----	---

## (2) 目標収納率

コロナ禍からの経済活動正常化によりサービス消費の拡大やインバウンド需要の持ち直しの動きなどが見受けられる一方、エネルギー価格・物価高騰の影響により、依然厳しい経済状況が続いていますが、令和5年度の現年の目標収納率は、A債権は達成できなかった令和4年度の目標収納率の数値とし、BC債権は実績収納率に0.1%をプラスした数値とします。滞納繰越は令和4年度の実績が目標値に達しなかったのも同様の数値とし、目標達成に向けた取組みを行います。

債権	令和4年度実績		令和5年度目標	
	現年	滞納繰越	現年	滞納繰越
A債権	99.3%	26.1%	99.5%	30.0%
B債権	99.1%	12.8%	99.2%	30.0%
C債権	99.4%	43.6%	99.5%	50.0%

(注1) 前年度収納率が既に目標値を上回っている債権については「債権回収行動計画」に独自目標を設定します。

## (3) 現年債権回収の取組み

### ① 期限内納付の促進

新規未収案件は可能な限り早期・集中的に電話・文書等で納付勧奨することで早期完納を目指します。

### ② 納付指導の強化、相談機会の充実

#### ア 文書催告・電話催告、納付相談の充実強化

文書催告、電話催告、納付相談を計画的に確実に実施することで早期完納を目指します。また、職員の時差出勤や振替休暇制度を最大限に生かしながら、納税者の実態に即した対応を強化します。

#### イ 出納整理期間の取組み強化

出納閉鎖までの期間、文書・電話催告などの取組みを強化します。

## (4) 滞納繰越債権回収の取組み

### ① 滞納者の返済能力の確実な把握

分納不履行者を中心に滞納者の返済能力把握を強化します。

### ② 強制徴収債権の滞納処分の強化

返済能力が有りながら、納付に応じない滞納者には、A債権は給与・預貯金中心に差

押えを積極的に実施します。

③ 非強制徴収債権の支払督促申立ての強化

非強制徴収債権の「支払督促申立の基準」及び「B・C債権の回収の流れ」マニュアルに基づき、積極的に支払督促申立等の手続きを実施します。

④ 不良債権の確実な整理

返済能力が認められず回収を見込めない不良債権について、A債権については執行停止、B・C債権については徴収停止や債権放棄を行います。

## 4 重点的な取組み

### (1) 「債権回収チーム」編成による徴収困難な債権回収の取組み【継続】

税以外の徴収困難な債権について、年度ごとに重点債権を絞り込み、債権所管課と収納対策課の「債権回収チーム」を編成して、滞納処分や、支払督促申立、徴収停止等の手続きを強化し、徴収困難な債権の解消に向けて取組みます。

### (2) スマート市役所の具現化に向けた取組み【拡充】

電子申請手続き推進の一環として、WEB やスマートフォンで市のロゴフォームによる納付書の発行サービスを提供します。また、徴収事務にかかる預貯金照会の電子化、差押えにかかる登記事務等の電子化などの取組みを強化します。令和5年度から「地方税共通納税システム」による市税の一部について、クレジットカード、インターネットバンキング等の電子納付の取組みを進めています。また、自動電話催告システムの活用に向けた予算化を進めます。

### (3) 公債権滞納整理の相談体制の強化【新規】

公金収納対策委員会事務局では公金収納対策委員会で管理しているA・B・C債権の滞納整理にかかるアドバイスを行っていますが、他の課等が保有する公債権で特に困難案件の滞納整理が進むように幅広くアドバイスを行います。